

知って
いますか？

簡易物置等は、建築物です。 建築行為にご注意ください

簡易物置等は、建築基準法に基づく「建築物」です。建築にあたっては、構造基準を遵守してください。

1 基礎をしっかりと造りましょう

| 良好な施工事例 |



ベタ基礎（鉄筋入り）+ アンカー固定
布基礎（鉄筋入り）も OK



メーカー指定のコンクリートブロック基礎
+ アンカー固定

固定方法はメーカーのカタログを参照してください。

※天井高さが1.4m以内の物置等は建築物にあたりません。

2 建築確認申請が必要な場合があります

簡易物置等の建築に際して、以下に該当する場合は建築確認申請等が必要なことがあります

- ① 更地での建築行為（10㎡以下でも建築確認申請が必要です。）
- ② 増築する建築物の床面積が10㎡を超える建築行為
- ③ 防火・準防火地域での建築行為（増築する建築物の床面積が10㎡以下でも建築確認申請は必要です）
- ④ 市街化調整区域での建築行為は、用途により開発許可や建築許可が必要な場合があります

※裏面の「都市計画区域などの指定状況図」により建築予定地の区域を確認してください。

市街化区域における建築行為のお問い合わせは

開発建築指導課 建築指導担当班

TEL. 097-537-5635 FAX. 097-534-6201

E-mail: kensido@city.oita.oita.jp

市街化調整区域における建築行為のお問い合わせは

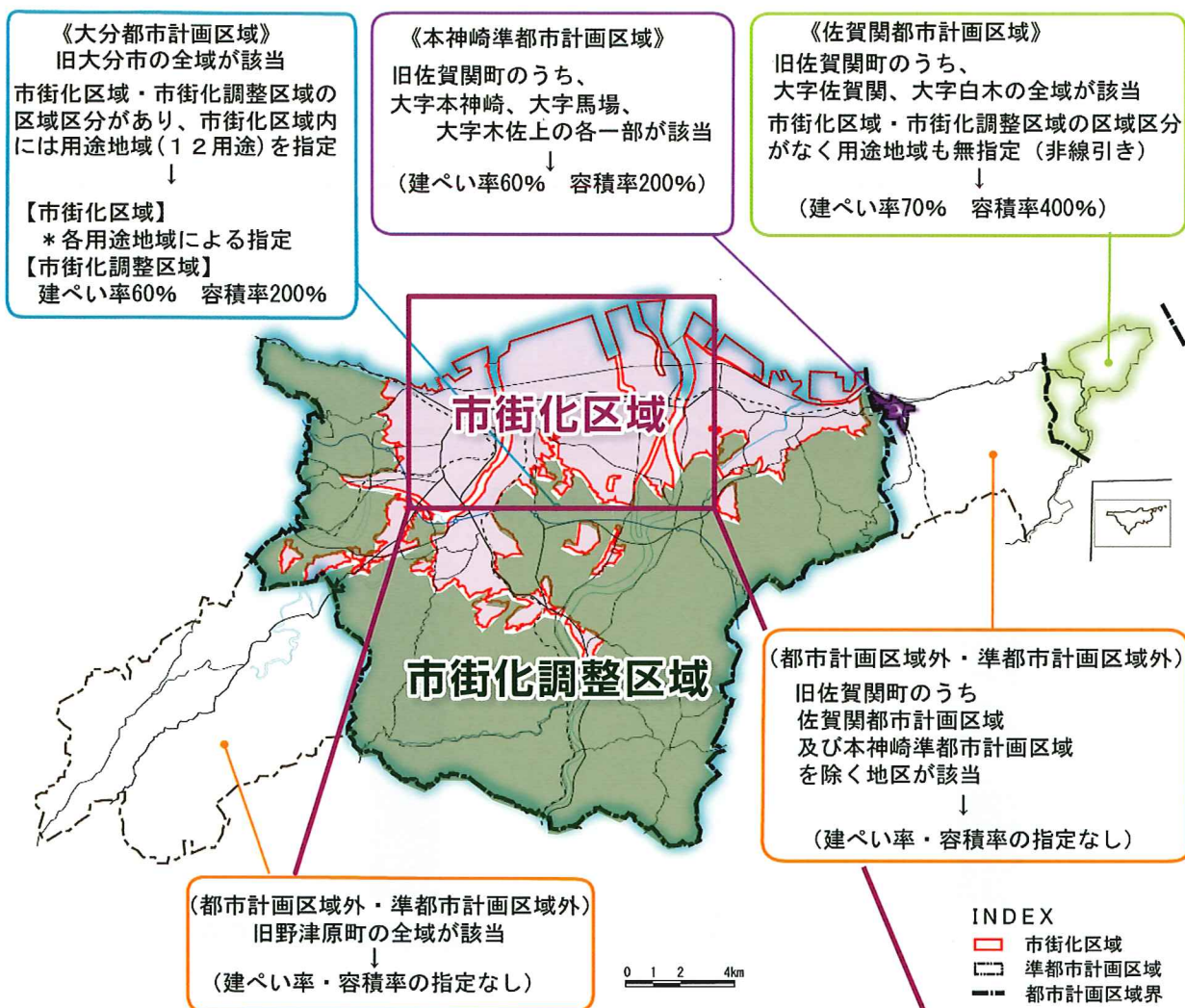
開発建築指導課 開発指導室

TEL. 097-537-5683 FAX. 097-534-6201

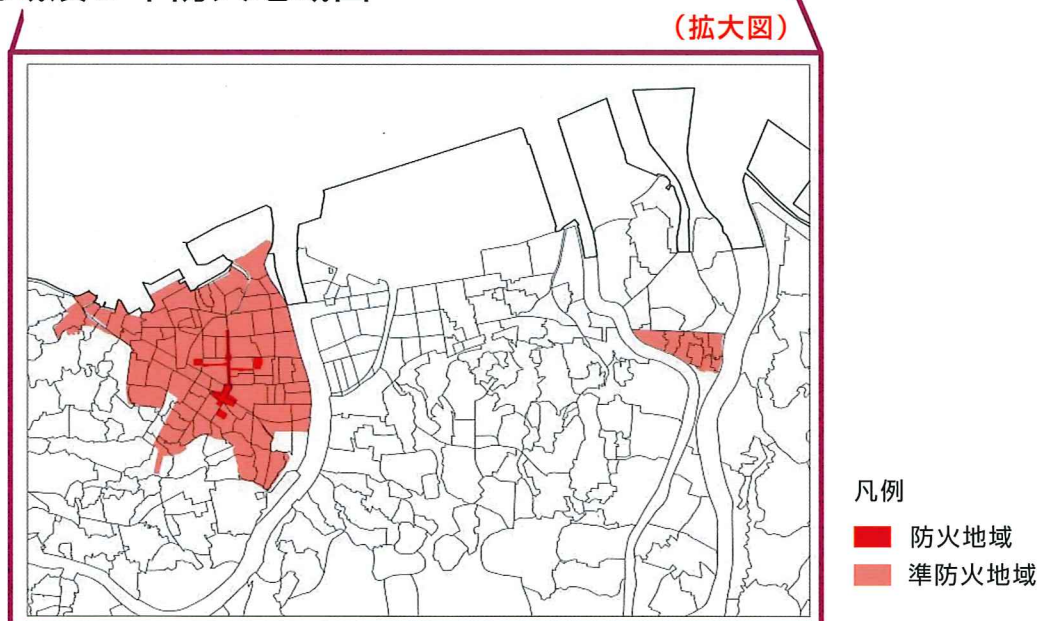
E-mail: kaihatu@city.oita.oita.jp

都市計画区域などの指定状況図

① 都市計画区域図



② 防火地域及び準防火地域図



詳細な都市計画情報については、大分市ホームページの「おおいたマップ」を参照ください。

<http://www2.wagamachi-guide.com/oitacity/>